

にち じょう せい かつ
日常生活

じ りつ し えん
自立支援

じ ぎょう
事業

せいかつし えんいん
生活支援員が
てつた
お手伝いにかがいます

りょう てつづ
利用のための手続きを
てつた
お手伝いします

あんぜん ばしょ あす
安全な場所にお預かり
します

こうきょうりょうきん
公共料金の
し はら かね
支払いやお金の
だ い
出し入れをして
ほ
欲しい…。

ヘルパーさんを
たの
頼みたいけど…
どうすれば…
いいの？

つうちょう いんかん
通帳や印鑑を
なくして…
しまいそう…。

こうれいしゃ しょうがいしゃ
高齢者や障害者の
かたがた
方々のために
あんしん く
安心して暮らせる
てつた
お手伝いをします。

このようなことで、
こま
お困りでは
ありませんか？

？ どのようなお手伝いをしてくれるの？

福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

福祉サービス利用のお手伝いにあわせて、次のようなサービスも利用できます。

- 日常的なお金の出し入れをお手伝いします。
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・病院への医療費の支払いの手続き
 - ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
 - ・生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き
- 日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。
 - ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する相談・情報提供
 - ・住民票の届出等に関する行政手続き
 - ・日常生活上の消費契約の手続き
- 大切な書類等をお預かりします。
 - ・銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類をお預かりします。

- 保管できるもの
- 年金証書
 - 預貯金通帳
 - 証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）
 - 実印
 - 銀行印 等

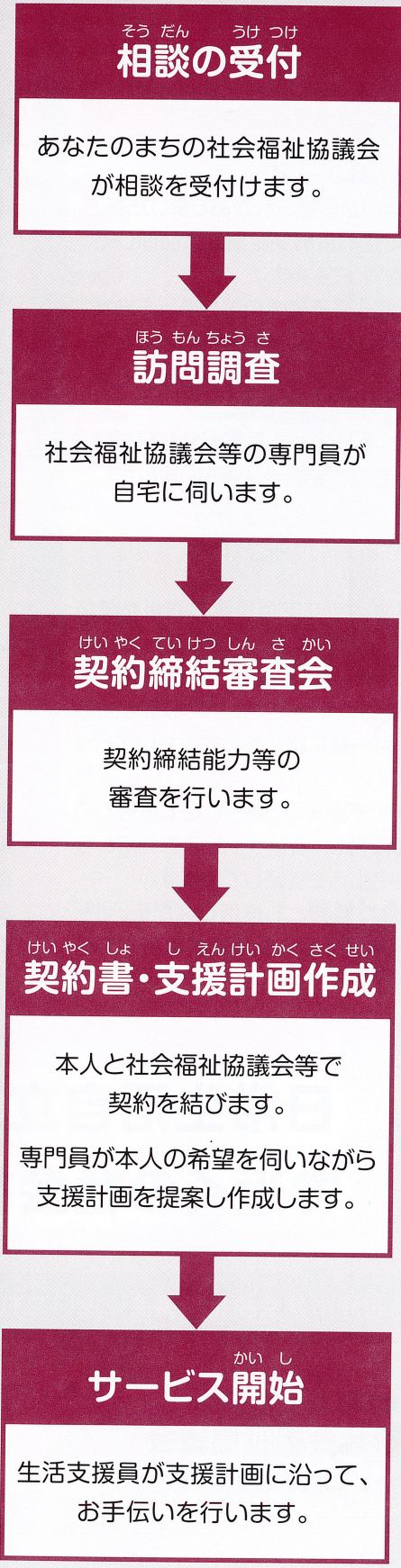
※ 価格変動の大きい有価証券や期日管理の必要なものは預かることができません。

★ お近くの社会福祉協議会の専門員が支援計画をつくり、生活支援員がみなさんのところに伺います。

サービス利用の流れ

専門員による相談、支援計画の作成等の対応（無料）

契約後の生活支援員によるお手伝い（有料）



相談の受付

あなたのまちの社会福祉協議会が相談を受付けます。

訪問調査

社会福祉協議会等の専門員が自宅に伺います。

契約締結審査会

契約締結能力等の審査を行います。

契約書・支援計画作成

本人と社会福祉協議会等で契約を結びます。
専門員が本人の希望を伺いながら支援計画を提案し作成します。

サービス開始

生活支援員が支援計画に沿って、お手伝いを行います。

どんな人が利用しているの？

本人の望む在宅生活を 継続するために

Nさんは、一人暮らし。
数年前から物忘れがありましたが、
県外に住む長男が定期的に訪問して
支援を行っていました。
しかし、最近通帳の置き場所を忘れ
てしまったり、公共料金がうまく払え
なくなり、症状が悪化し、長男への被
害妄想もでてきました。
そのような様子を民生委員が発見
し、社会福祉協議会に相談しました。

日常生活自立支援事業で通帳を預かり、
生活支援員が月に1回訪問していま
す。訪問時には、預金から生活費をおろ
し、郵便物のなかで支払いの必要なもの
があれば一緒に確認をして支払いを行っ
ています。
生活の不安を取り除くことで長男との
関係も改善し、福祉サービスを利用しな
がら在宅生活を継続しています。
今後は、長男とも連携しながら、判断
能力低下後の成年後見制度の利用も検
討していきます。

自立した地域生活を 送れるように

Sさんは、特別支援学校を卒業後、
就職し、会社の寮で生活をするこ
とになった18歳の男性です。
幼いころから児童養護施設で生活
していました。今まで守られた環境で
あったため社会経験が乏しく、新しい
生活に不安を抱えていました。Sさん
が、その不安を児童養護施設の職員
に相談したところ、職員に日常生活自
立支援事業を紹介されました。

生活支援員が会社の寮に週1回訪問
し、お金について相談を受けていま
す。会社と協力しながら日常的な金銭管
理を行い、本人の不安を取り除くよう
にしています。
まずは本人が就労
を継続できるように、いずれは社会人
として独立し、自ら
金銭管理ができるこ
とを目標に支援を
行っています。



将来に向けて安定して 生活ができるように

Jさんは、アパートで一人暮らし
をしながら病院のデイケアに通っ
ています。
以前から急にたくさんの洋服を
買ってしまったり、急に銀行に行く
のが不安になったりすることがあ
りました。
そんな様子を知った病院の相談
員が社会福祉協議会に相談しま
した。

定期的に生活支援員が訪問し、買い
物をするときに相談にのったり、一緒
に銀行に行って生活費をおろしたりして
自信を持ってもらうようにしています。
訪問の時には色々なおしゃべりをし
て楽しんでいます。
まずは浪費を防いで生活の安定をは
かり、今後は将来に備えて計画的にお
金が使えるよう、病
状に応じて病院と
密に連携しながら
支援していきます。



日常生活自立支援事業のお問い合わせは、 お近くの社会福祉協議会、AJU自立の家へ

*名古屋市社会福祉協議会においても名古屋市内を区域として福祉サービス利用援助事業を実施しています。

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

〒461-0011
名古屋市東区白壁一丁目
50番地
TEL.052-212-5513

お問い合わせ先

〒452-0931
愛知県清須市一場古城604番地15

社会福祉法人 清須市社会福祉協議会

(052)401-0031